

## 九州ルーテル学院大学内部質保証規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学内部質保証に関する基本方針に基づき、九州ルーテル学院大学(以下「本学」という。)の内部質保証に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「内部質保証」とは、本学がその使命や目的を実現するため、自らが行う教育、研究及び社会貢献並びにそれを支える組織・運営及び施設・設備の状況について点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上のための取組に努め、大学に求められる社会的期待並びに本学が定める理念・目的及び目標を通じて、それらの取組が一定水準にあることを自らの責任で社会に示していくための恒常的・継続的活動をいう。

(内部質保証の責務)

第3条 本学、本学を構成する学部、学科・研究科、図書館、付置教育研究施設(以下「学部等」という。)及び教職員は、当該学部等における内部質保証に努めなければならない。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、内部質保証を適切に行うために、次に掲げる事項について自己点検・評価を実施しなければならない。

- (1) 学部等ごとに実施している目標・計画に関すること。
- (2) 前号の目標・計画の達成に向けた取組に関すること。
- (3) 前2号の点検・評価に関すること。
- (4) 前号の点検・評価の結果を利用した改善策の策定及び実施に関すること。
- (5) 前各号の情報の公開に関すること。

2 自己点検・評価は、九州ルーテル学院大学自己点検・総合評価委員会(以下「委員会」という。)が統括する。

3 学部等に、当該組織の業務に関する自己点検・評価の実施に責任を持つ組織を置き、第1項に規定する自己点検・評価に関し、委員会と連携して実施するものとする。

(自己点検・評価項目)

第5条 前条の自己点検・評価は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 大学の理念・目的等に関すること。
- (2) 内部質保証に関すること。
- (3) 教育課程及び学修成果に関すること。
- (4) 学生の受入れに関すること。
- (5) 学生支援に関すること。
- (6) 社会連携及び社会貢献に関すること。
- (7) 教育研究組織に関すること。
- (8) 教員及び教員組織に関すること。
- (9) 教育研究等の環境に関すること。
- (10) 大学運営及び財務に関すること。
- (11) グローバル化に関すること。
- (12) 研究推進に関すること。

(自己点検・評価の実施方法)

第6条 委員会は、第4条の自己点検・評価を総合的に実施し、報告書を作成する。

2 第4条第2項に規定する組織は、委員会の定める方法により、毎年度自己点検・評価を実施し、その

結果を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前2項の自己点検・評価の実施及びその結果に関して報告書を作成し、次条に掲げる会議に提出しなければならない。

(内部質保証に関する会議の設置)

第7条 本学に、内部質保証の推進に責任を負う組織として、九州ルーテル学院大学内部質保証推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(推進会議の目的)

第8条 推進会議は、委員会が実施する自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価を行い、当該自己点検・評価の結果がより内部質保証に資するものとなるための改善策を審議し、提言することを目的とする。

(審議事項)

第9条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 内部質保証に係る基本方針及び方策の策定に関すること。
- (2) 教育の質の向上及び改善を図るために必要な措置に関すること。
- (3) 自己点検・評価結果を踏まえた改善策の策定に関すること。
- (4) 内部質保証に関する研修の企画、立案及び実施に関すること。
- (5) 内部質保証に関する情報の公開に関すること。
- (6) その他推進会議が必要と認めた事項

2 推進会議は、前項に規定する事項を行うに当たって、大学における教育の質保証の重要性に鑑み、次に掲げる事項について優先的に取り扱うものとする。

- (1) 授業の内容及び方法に関すること。
- (2) 教育課程及び教育プログラムに関すること。
- (3) 教育成果及びその測定に関すること。
- (4) 学生支援に関すること。
- (5) 社会連携に関すること。
- (6) 教育環境及び教育施設に関すること。
- (7) 教育研究組織及び教員組織の編制に関すること。
- (8) 自己点検・評価に関する情報の公開に関すること。

(推進会議の組織)

第10条 推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 学科長
- (5) 大学院研究科長
- (6) 学務・入試センター長
- (7) 学生支援センター長
- (8) 自己点検・総合評価委員会委員長
- (9) IR・情報委員会委員長
- (10) FD・SD委員会委員長
- (11) 事務局長
- (12) その他学長が必要と認めた外部有識者

(座長)

第11条 推進会議に座長を置き、学長をもって充てる。

2 座長は、推進会議を主宰する。

3 座長に事故があるときは、座長が指名する者が座長の職務を代行する。

(議事)

第12条 推進会議は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(改善措置等)

第13条 学長は、第8条の点検・評価及びその結果並びに改善策について、学部等の長及び関係委員会等の長に対し、適切な措置を命じることができる。

2 学長は、前項の措置のうち、理事会の審議が必要なものについては、承認を得なければならない。

(事務)

第14条 内部質保証に関する事務は、関係事務担当部署の協力を得て、大学事務部学長室において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年7月18日から施行する。

2 九州ルーテル学院大学教育方針策定委員会規程(平成28年12月15日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月18日から施行する。